

保護者 様

日本体育大学柏高等学校
学校長 氷海 正行

インフルエンザ治癒経過報告書提出について

学校保健安全法第 19 条により、生徒がインフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 型を除く）にかかった場合、本人の休養と他者への感染・流行を防ぐため、発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。医師の指示のもと十分に療養し、回復してから登校してください。また、罹患した場合は以下の手順で連絡、報告をお願いいたします。どうぞ、お大事になさってください。

医療機関にてインフルエンザと診断された場合

- ① 医療機関へ受診後、担任まで連絡をお願いします。
- ② 医師の指示に従い、自宅で静養してください。
- ③ 報告書に毎日の体温を記録してください。
- ④ 登校の際は、保護者の方が、下の「インフルエンザ経過報告書」を記入、裏面にインフルエンザ罹患が分かる処方箋等のコピーを添付し、お子様を通して担任に提出しててください。（治癒証明書の提出は必要ありません）

キリトリセン

インフルエンザ治癒経過報告書

令和 年 月 日

下記のとおり報告します。

年 組 番 生徒氏名 _____

保護者名 _____ 印

1. 診断名 インフルエンザ (A ・ B ・ わからない)

2. 受診医療機関名 _____ 3. 受診日 令和 年 月 日

4. 経過 *体温はその日最も高かった体温を記入してください。

(1) 発症した後5日経過した

発症日=0日目	発症から 1日目	発症から 2日目	発症から 3日目	発症から 4日目	発症から 5日目	◎発症から 6日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

← 出席停止 (0日目から5日目まで) → 登校可能 (6日目から)

(2) 解熱した後2日を経過した *発熱・解熱をともに認めた日は発熱日とする。

発熱日=0日目	解熱から 1日目	解熱から 2日目	◎解熱から 3日目
月 日	月 日	月 日	月 日
℃	℃	℃	℃

← 出席停止 (0日目から2日目まで) → 登校可能 (3日目から)

(3) 登校可能(再開)日 * (1) (2) のうちの遅い方が登校可能日です。

令和 年 月 日